号外第61号

高知県公報

令和７年８月29日（金曜日）

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発行日
毎週２回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　　ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則
〈４・１掲示〉　1

規　則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和７年４月１日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第36号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第３条の３の表中

「

ＩｏＰ推進監	ＩｏＰ推進に関する事務

」

を削る。

別表第１の７の（２）のウの項及びエの項を次のように改める。

ウ　１件1,000万円以上5,000万円未満のもの				○				〃 ※
エ　１件100万円以上1,000万円未満のもの					○			〃 ※

別表第１の７の（３）のイの項を次のように改める。

イ　変更後の額が１件1,000万円以上5,000万円未満のもの				○			〃 ※	

別表第１の９の（７）の項中「１件の工事請負対象金額」を「当初の１件の請負対象金額」に改め、同表備考３中「、ＩｏＰ推進監」を削り、同表中備考14を備考15とし、備考13を備考14とし、備考12を備考13とし、備考11の次に次のように加える。

12　南海トラフ地震対策課副参事に係る７の（２）のエからカまで、（３）のウ及びエ、（４）のイ、（５）のイ、（８）並びに(11)から(14)まで並びに12の（４）から（６）までの事項（地域防災対策総合補助金に係るものに限る。）に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「課長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

別表第２の33の項中「１件」を「当初の１件」に改める。

別表第３の１の（２）の表１の項を次のように改める。

１　電子計算機及び	（１）　電子計算機の運営に関すること。					○					軽易又は定例

ネットワークの運営に関する事務											的なものについては、課長補佐等が専決することができる。
	（２）　県庁ネットワークの運営管理に関すること。					○					〃
	（３）　高知県情報ハイウェイの運営管理に関すること。					○					〃
	（４）　高知県情報ハイウェイの民間利用に関すること。					○					〃
	（５）　高知県情報セキュリティクラウドの運営管理に関すること。					○					〃
	（６）　総合行政ネットワークの運営管理に関すること。					○					〃

別表第３の１の（３）の表７の(22)の項を次のように改める。

(22)　鳥獣保護区の区域内の特別保護地区の区域内における許可を要する行為に係る区域及び期間の指定（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第２条）			○							

別表第３の２の（４）の表１の（８）の項を次のように改める。

（８）　高知県職員倫理条例（平成11年高知県条例第46号）に関すること。			○							軽易なものについては、課長が専決することができる。

別表第３の３の（１）の表４の（３）の項中「関すること」を「関すること（道路課が所掌する事項を除く。）」に改める。

別表第３の４の（６）の表11の（８）の項中「（７）」を「（８）」に改め、同項を同表の４の（６）の表11の（９）の項とし、同表の４の（６）の表中11の（７）の項を11の（８）の項とし、11の（６）の項を11の（７）の項とし、11の（５）の項を11の（６）の項とし、11の（４）の項を11の（５）の項とし、同表の４の（６）の表11の（３）の項中「第３条の３第１項」を「第３条の４第１項」に改め、同項を同表の４の（６）の表11の（４）の項とし、同表の４の（６）の表11の（２）の項中「第３条の２第１項」を「第３条の３第１項」に改め、同項を同表の４の（６）の表11の（３）の項とし、同表の４の（６）の表11の（１）の項の次に次のように加える。

（２）　旅館業を譲渡する場合の地位の承継の承認（法第３条の２第１項）								○		〃

別表第３の４の（６）の表12の（２）の項及び15の（２）の項中「別表の２の（６）ただし書」を「別表の２の（７）ただし書」に改め、同表の４の（６）の表40の（１）の項中「第62条第１項」を「第68条第１項」に改め、同表の４の（６）の表40の（２）の項及び40の（３）の項中「第62条第１項及び第３項」を「第68条第１項及び第３項」に改め、同表の５の（１）の表２の（４）の項中「第７条第２項第２号」を「第７条第２項」に改め、同表の５の（７）の表１の(44)の項中「(43)」を「(46)」に改め、同項を同表の５の（７）の表１の(47)の項とし、同表の５の（７）の表中１の(43)の項を１の(46)の項とし、１の(42)の項を１の(45)の項とし、１の(41)の項を１の(44)の項とし、１の(40)の項を１の(43)の項とし、１の(39)の項を１の(42)の項とし、１の(38)の項を１の(41)の項とし、１の(37)の項を１の(40)の項とし、同項の前に次のように加える。

(38)　子どもの進路選択支援事業等の実施（法第55条の10）								○		〃
(39)　特定被保護者の認定及び必要事項の通知等（法第55条の11）								○		〃

別表第３の５の（７）の表１の(36)の項を同表の５の（７）の表１の(37)の項とし、同表の５の（７）の表１の(35)の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項を同表の５の（７）の表１の(36)の項とし、同表の５の（７）の表中１の(34)の項を１の(35)の項とし、１の(33)の項を１の(34)の項とし、１の(32)の項を１の(33)の項とし、１の(31)の項を１の(32)の項とし、１の(30)の項を１の(31)の項とし、１の(29)の項を１の(30)の項とし、１の(28)の項を１の(29)の項とし、１の(27)の項を１の(28)の項とし、１の(26)の項を１の(27)の項とし、１の(25)の項を１の

(26)の項とし、１の(24)の項を１の(25)の項とし、１の(23)の項を１の(24)の項とし、１の(22)の項を１の(23)の項とし、１の(21)の項を１の(22)の項とし、１の(20)の項を１の(21)の項とし、１の(19)の項を１の(20)の項とし、１の(18)の項を１の(19)の項とし、１の(17)の項を１の(18)の項とし、１の(16)の項を１の(17)の項とし、１の(15)の項を１の(16)の項とし、１の(14)の項を１の(15)の項とし、１の(13)の項を１の(14)の項とし、１の(12)の項を１の(13)の項とし、１の(11)の項を１の(12)の項とし、１の(10)の項を１の(11)の項とし、１の(９)の項を１の(10)の項とし、１の(８)の項を１の(９)の項とし、同表の５の(７)の表１の(７)の項の次に次のように加える。

(８)　調整会議の組織及び運営に関すること。（法第27条の３）								○		〃

別表第３の６の(１)中「文化国際課」を「文化振興課」に改め、同表の６の(１)の表５の項を削り、同表の６の(４)の表１の(１)の項中「第31条第１項」を「第24条第１項」に改め、同表の６の(４)の表１の(２)の項中「及び認定」を削り、「第50条第２項」を「第109条第３項」に改め、同表の６の(４)の表１の(３)の項中「第52条第２項」を「第126条第３項」に改め、同表の６の(４)の表１の(４)の項中「第61条第１項」を「第134条第１項」に改め、同表の６の(４)の表１の(５)の項中「第62条第１項」を「第135条第１項」に改め、同表の６の(４)の表１の(６)の項中「以下この項及び５」を「以下この表」に、「第64条第５項及び第６項」を「第152条第６項及び第７項」に改め、同表の６の(４)の表４の(２)の項中「第14条第３項ただし書」を「第14条第２項ただし書」に改め、同表の６の(４)の表８の項中「高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例」を「高知県公立大学法人に係る評価委員会等に関する条例」に改め、同表の６の(４)を同表の６の(５)とし、同表の６の(３)を同表の６の(４)とし、同表の６の(２)の次に次のように加える。

(３)　国際交流課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
旅券法（昭和26年法律第267号）に関する事務	一般旅券の発給の申請の外務大臣への提出その他の旅券法に関すること。					○					

別表第３の８の(３)の表11の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同表の８の(３)の表11の(１)の項中「第４条第１項及び第４項並びに第28条」を「第６条第１項及び第４項並びに第51条」に改め、同表の８の(３)の表11の(２)の項中「第４条第10項及び法第５条第４項において準用する法第４条第10項」を「第６条第10項（法第７条第４項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の８の(３)の表11の(３)の項中「第５条第１項及び第２項並びに同条第４項において準用する法第４条第４項並びに法第28条」を「第７条第１項及び第２項並びに同条第４項において準用する法第６条第４項並びに法第51条」に改め、同表の８の(３)の表11の(４)の項中「第７条第１項及び第２項並びに第28条」を「第９条第１項及び第２項並びに第51条」に改め、同表の８の(３)の表11の(５)の項中「第25条第２項」を「第28条第２項」に改め、同表の８の(３)の表11の(６)の項中「第26条及び第28条」を「第29条及び第51条」に改め、同表の８の(４)の表５の(２)の項中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に、「第18条第３項及び第４項」を「第18条」に改め、同表の８の(４)の表７の項中「地域福祉部障害保健支援課」を「障害保健支援課」に改め、同表の11の(３)の表３の(１)の項中「森林資源循環利用促進事業費補助金（スマート林業実証等支援事業（先端機械実証データ取得）」を「森の工場活性化対策事業（森の工場活性化対策事業費補助金（低コスト再造林実証支援）及び森林資源循環利用促進事業費補助金（スマート林業実証等支援事業（先端機械実証データ取得））」に改め、同表の12の(２)の表に次のように加える。

11　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）に関する事務	届出採捕者に対する勧告及び措置命令（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第７条第１項及び第３項並びに第13条第２項）			○							

別表第３の12の(３)の表に次のように加える。

12　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）に関する事務	(１)　特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告及び措置命令（法第７条第２項及び第３項並びに第13条第２項）			○							
	(２)　特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出の受理（法第８条及び第13条第２項）					○					
	(３)　特定第一種水産動植物等取扱事業者等に対する立入検査等（法第12条第１項及び第13条第２			○							

	項)										
	(4)　(1)から(3)までの事項以外の法に関すること（漁業管理課が所掌する事項を除く。）。					○					

別表第３の13の(４)の表中６の(６)の項及び６の(７)の項を削り、６の(８)の項を６の(６)の項とし、６の(９)の項及び６の(10)の項を削り、６の(11)の項を６の(７)の項とし、６の(12)の項を６の(８)の項とし、同表の13の(４)の表６の(13)の項中「(12)」を「(８)」に、「関すること」を「関すること（港湾・海岸課が所掌する事項を除く。）」に改め、同項を同表の13の(４)の表６の(９)の項とし、同表の13の(４)の表７の(８)の項中「(７)」を「(13)」に改め、同項を同表の13の(４)の表７の(14)の項とし、同表の13の(４)の表７の(７)の項の次に次のように加える。

(８)　保全調整池の指定及び解除（法第44条第１項及び第５項）			○							
(９)　(８)の指定及び解除に係る市町村長等からの意見の聴取（法第44条第２項及び第５項）			○							
(10)　貯留機能保全区域の指定及び解除（法第53条第１項及び第６項）			○							
(11)　(10)の指定及び解除に係る市町村長等からの意見の聴取（法第53条第２項及び第６項）			○							
(12)　浸水被害防止区域の指定、変更及び解除（法第56条第１項及び第11項）			○							
(13)　(12)の指定、変更及び解除に係る市町村長等からの意見の聴取（法第56条第５項及び第11項）			○							

別表第３の13の(６)の表中１の(27)の項を１の(28)の項とし、１の(26)の項を１の(27)の項とし、１の(25)の項を１の(26)の項とし、１の(24)の項を１の(25)の項とし、同表の13の(６)の表１の(23)の項中「(22)」を「(23)」に改め、同項を同表の13の(６)の表１の(24)の項とし、同表の13の(６)の表中１の(22)の項を１の(23)の項とし、１の(21)の項を１の(22)の項とし、１の(20)の項を１の(21)の項とし、１の(19)の項を１の(20)の項とし、１の(18)の項を１の(19)の項とし、１の(17)の項を１の(18)の項とし、同表の13の(６)の表１の(16)の項中「(15)」を「(16)」に改め、同項を同表の13の(６)の表１の(17)の項とし、同表の13の(６)の表中１の(15)の項を１の(16)の項とし、１の(14)の項を１の(15)の項とし、１の(13)の項を１の(14)の項とし、１の(12)の項を１の(13)の項とし、１の(11)の項を１の(12)の項とし、１の(10)の項を１の(11)の項とし、１の(９)の項を１の(10)の項とし、同表の13の(６)の表１の(８)の項の次に次のように加える。

(９)　道路の占用禁止又は制限区域の指定に係る警察署長への協議（法第37条第２項）							○		〃

別表第３の13の(６)の表中10の項を11の項とし、９の項を10の項とし、８の項を９の項とし、７の項の次に次のように加える。

８　災害対策基本法に関する事務	災害時における車両の移動等を行う道路の区間の指定（災害対策基本法第76条の６第１項）					○					

別表第３の13の(７)の表11の(７)の項中「(６)」を「(12)」に改め、同項を同表の13の(７)の表11の(13)の項とし、同項の前に次のように加える。

(12)　違反者等に罰則の適用を求める告発に関すること。（法第55条から第61条まで）			○							

別表第３の13の(７)の表中11の(６)の項を11の(11)の項とし、11の(５)の項を11の(10)の項とし、11の(４)の項の次に次のように加える。

(５)　宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可及び当該許可の取消し（法第	ア　工事の面積が５ヘクタール以上のものに係るもの			○							
	イ　工事の面積が５ヘクタール未満のものに係るもの					○					

12条第１項、第20条第１項、第30条第１項及び第39条第１項)											
（６）宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更の許可及び当該変更の許可の取消し（法第16条第１項、第20条第１項、第35条第１項及び第39条第１項)	ア　当初の工事の面積が５ヘクタール以上のものに係るもの			○							
	イ　当初工事のの面積が５ヘクタール未満のものに係るもの					○					
（７）宅地造成及び特定盛土等に関する工事の検査及び検査済証等の交付（法第17条第１項及び第２項、第18条第１項及び第２項、第36条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項)	ア　当初の工事の面積が５ヘクタール以上のものに係るもの			○							
	イ　当初の工事の面積が５ヘクタール未満のものに係るもの					○					
（８）土石の堆積に関する工事の確認及び確認済証の交付（法第17条第４項及び第５項並びに第36条第４項及び第５項)	ア　当初の工事の面積が５ヘクタール以上のものに係るもの			○							
	イ　当初の工事の面積が５ヘクタール未満のものに係るもの					○					
（９）宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事等の届出の受理						○					

（法第21条、第27条、第28条及び第40条）											

別表第３の13の(10)の表８の項及び９の項を次のように改める。

8　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　高知県幡多土木事務所の所管区域内における法に関すること。							○			高知県幡多土木事務所長
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					
9　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　高知県幡多土木事務所の所管区域内における法に関すること。							○			高知県幡多土木事務所長
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の13の(11)の表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、同表の13の(11)の表13の項の次に次のように加える。

14　水防法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸の指定、当該海岸に係る高潮特別警戒水位の設定並びに高潮に係る水位情報の通知及び周知（法第13条の３）			○						河川課長	
	（２）　高潮浸水想定区域の指定及び当該指定の変更（法第14条の３）			○						〃	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。